

## ◎新潟県告示第886号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、藤塚浜及び新潟角田鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 藤塚浜鳥獣保護区

#### (1) 区域

県道新発田紫雲寺線と市道六筋山道線との交点を起点とし、同所に接続する市道西部米子桜橋道線を南西に進み市道旧大官道2号枝1号線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道旧朝走道3号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み阿房堀に至り、同所から南西に200メートル進み、さらにその地点から北西に進み県立紫雲寺記念公園との境界との接点に至り、同所から同境界を北東及び北西に進み市道浜山道線との交点に至り、同所から同市道を北東に50メートル進み、さらにその地点から東に約200メートル進み林沿部に至り、同所から林沿部を東南東に進み市道旧朝走道2号線との交点に至り、同所から市街化区域界を南南東、東北東、北北西及び北北東に進み市道太平湯4号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、さらに同市道から落堀川にのびる小道を東に進み市道落堀川左岸線との交点に至り、同所から同市道を東に300メートル進み、その地点からノーブルウッドゴルフクラブ内を南南東及び南西に340メートル、さらに南東に350メートル、続いて南南西に190メートル進み農道との交点に至り、同所から同農道を南西に進み市道六筋山道線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた区域及び県立紫雲寺記念公園の区域とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、市街地近郊に残された樹林帯であり、アオサギをはじめとする多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

##### ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

### 2 新潟角田鳥獣保護区

#### (1) 区域

新潟市西蒲区角田浜地内の角田岬灯台を起点とし、最大高潮時海岸線を北東に進み新潟港西突堤に至り、同所より信濃川左岸を南西に進み信濃川関屋分水路との分岐点に至り、同所から関屋分水路右岸を北進し県道新潟亀田内野線関屋大橋東詰めに至り、同所から同県道を西進し県道新潟寺泊線との接点に至り同所から同県道を西進し新潟市道西南1-102号線（通称浜道）との交点に至り、同所から同市道を西進し市道追分越前浜線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道新潟中央環状線との交点に至り、同所から同県道を南東に進み県道新潟寺泊線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道巻2-145号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道布目稲島線との交点に至り、同所から同市道を西進し県道角田山麓公園線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み市道巻2-329号線との交点に至り、同所から旧角田山登山道を南西に進み同山山頂を経て起点に至る線に囲まれた区域から国指定佐潟鳥獣保護区を除いた区域とする。

#### (2) 鳥獣保護区の存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

#### (3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

##### イ 指定目的

当該地域は、角田山から新潟市中心部にかけての保安林一帯を含む鳥獣保護区である。海岸線に植生する松林は、年間を通じて野生鳥獣の生息の最適地となっており、観察される種類、個体数も多い。また、

当該地域は住宅地域から近く、近郊の人々にとって野鳥観察や自然とのふれあいの場として貴重な地域となっていることから、当該地域に生息する鳥獣の保護及び環境教育の場の確保のため、鳥獣保護区に指定し、今後とも保護する必要がある。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、清謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育の場として活用を図る。